

須賀川市上下水道部公告第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和8年7月8日

須賀川市長 大寺 正晃

1 制限付一般競争入札に付する事項	
(1) 工事番号	下第9号
(2) 工事名	公共下水道 第5処理分区分管渠整備（その1）工事
(3) 工事場所	須賀川市 前田川字宮の前 地内外
(4) 工期	令和8年8月12日（水） ～ 令和9年3月29日（月）
(5) 工事種別	土木一式
(6) 工事概要	施工延長 L=507.9m 管渠延長 L=508.6m （PE φ100）
(7) 発注課	上下水道部下水道施設課
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。	
(1)	須賀川市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
(2)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3)	制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく制限を受けていないこと。
(4)	市内に本店又は営業所（支店）を有する者で、営業所（支店）については、有資格者名簿に登録されている委任先であること。
(5)	有資格者名簿の、土木一式 の等級区分が A～B に格付をされている者であること。
(6)	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
(7)	建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。
(8)	過去5年間に於いて、本工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。
(9)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
(10)	市税の滞納がないこと。
3 入札参加の申込み	
入札に参加を希望する者は、「入札参加資格確認申請書」を電子入札システム対応事業者は電子入札システム上にて、電子入札システム非対応事業者は経営課経営マネジメント係（須賀川市上下水道部庁舎）へ提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。 「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項の(8)」の証明について、須賀川市以外の発注機関との契約を実績として掲げる場合は、それを証明する書類（契約書の写しやコリンズ・テクリス等）を添付すること。なお、添付書類において工事概要が確認できない場合は、確認できる書類を追加で添付すること。	
(1) 受付期間	令和8年7月8日（水） ～ 令和8年7月21日（火） 17時
(2) その他	記載内容に変更が生じた場合は、令和8年7月21日（火）までに再提出すること。
4 設計図書の交付	
(1) 交付場所	須賀川市入札情報システム（設計図書等のデータをダウンロード可能）

(2)	交付期間	令和8年7月8日(水)	～	令和8年8月4日(火)	12時
	<p>※設計図書の交付は、2の事項に該当する者に限る。 ※電子入札システム非対応事業者の設計図書閲覧については、12の事項を参照のうえ申請すること。 ※入手した設計図書を対象工事の見積以外に使用しないこと（対象工事を落札し、工事現場で使用する場合を除く）。また、入手した設計図書を第三者に譲渡、提供、貸借、閲覧に供しないこと。</p>				
5 設計図書に関する質問の提出と回答					
(1)	質問の提出期間	令和8年7月8日(水)	～	令和8年7月23日(木)	17時
(2)	質問の提出場所	<p>電子入札システム又は上下水道部経営課経営マネジメント係(須賀川市上下水道部庁舎) ※電子メールの場合は、s-jgsk@city.sukagawa.fukushima.jp ※質問を提出した際は、確認のため電話連絡をすること。 (電話番号：0248-63-7118)</p>			
(3)	回答期限	令和8年7月28日(火)			17時
(4)	回答方法	<p>電子入札システムにより質問があった場合はシステムで回答するとともに、須賀川市上下水道ホームページにおいて公表する。 (※電子入札システム以外の方法で質問書の提出があった場合は、須賀川市上下水道ホームページでのみ回答を公表する。)</p>			
6 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知等					
(1)	令和8年7月27日(月) 17時までに電子入札システム対応事業者には電子入札システム上にて、電子入札システム非対応事業者には書面にて通知する。				
(2)	入札参加資格がないとされた者は、令和8年7月30日(木) 17時までにその理由の説明を求めることができる。				
(3)	市は入札参加資格がないとしたことについて、説明を求められたときは、電子入札システム又は書面により回答する。				
7 入札参加資格の喪失					
<p>入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者が、2に掲げる条件に該当しなくなったとき又は「入札参加資格確認申請書」に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、入札に参加する資格を喪失する。</p>					
8 入札保証金					
免除する。					
9 入札方法等					
(1)	入札方法	電子入札 ※ 紙入札の場合は「12 紙入札による参加方法」を参照のうえ、経営課経営マネジメント係に提出すること。			
(2)	入札期間	令和8年7月31日(金)	10時	～	令和8年8月4日(火) 12時まで
(3)	入札書	入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き額)とくじ番号を電子入札システムの入札書画面に入力し、システム上で提出すること。			
(4)	工事費内訳書	第1回の入札に際し、入札金額に対応した工事費内訳書(市指定様式による。)を電子入札システムで提出すること。なお、要件を満たした工事費内訳書を提出しなかった場合は、失格とする。			
(5)	最低制限価格	有 最低制限価格を下回った場合は、「失格」となる。			
(6)	無効となる入札	<p>【電子入札で入札する場合】 ア 電子証明書(ICカード)を不正に利用した入札 イ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行った入札 【紙入札で入札する場合】 ア 入札に参加する者の記名及び押印を欠く入札 イ 紙入札で参加承認を得ていない者のした入札(電子入札システム対応事業者が紙入札を行う場合のみ参加承認が必要となる。) ウ 金額を訂正した入札 エ 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札 【共通】 ア 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ その他入札に関する条件に違反した入札</p>			

(7)	落札者の決定	<p>予定価格内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。</p> <p>なお、契約額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。</p>
(8)	再入札	<p>第1回の入札で落札者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札者は、参加できないものとする。</p> <p>また、再度入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札は無効とする。</p> <p>失格・無効となった者は、再入札に参加することはできない。</p>
(9)	請負限度による入札辞退	<p>複数の入札に参加し、現場代理人不足等で請負数に限りがある事業者は、入札期間内に経営課へ「請負限度による入札辞退届」（電子入札システム上に添付している入札案件設計図書の工事内訳書（別シート）【Excel形式】または上下水道ホームページの入札案件ページに掲載の様式【Word形式】）をダウンロードし、必要事項を記入・押印のうえ提出すること。（※電子入札システム上で提出する場合は押印不要）</p> <p>なお、提出がなかった場合、全ての入札について請負可能とみなす。</p>
10 開札日時等		
(1)	開札日時	<p>令和8年8月5日(水) 9時30分(終了予定時刻11時30分)</p> <p>(上下水道部における電子入札については、開札時間を9時30分とする。)</p> <p>開札は、再入札を含め順次進める。再入札を行う場合の締切時間等は、電子入札者には電子入札システムにより、紙入札者には電話により通知するので、通知を確認できるよう待機すること。再入札となった場合、通知から概ね30分後を目安に開札する。</p>
(2)	開札場所	須賀川市上下水道部庁舎 経営課執務室内
11 契約に関する事項		
(1)	規則及び須賀川市工事請負契約約款に基づき契約を締結する。	<p>発注者・落札者双方が希望する場合は電子契約書により契約締結ができるものとする。この場合落札者は落札決定後速やかに「電子契約利用申請書」を経営課経営マネジメント係 (s-jgsk@city.sukagawa.fukushima.jp) へメールで提出すること。</p>
(2)	本工事は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」に定める『週休2日確保モデル工事』（月単位）の対象工事である。	<p>受注者は試行要領に定めている事項について遵守しなければならない。</p> <p>本工事の発注方式は、発注者指定型である。</p>
(3)	本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
(4)	契約保証金	規則第29条に基づき、契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、同規則第30条第1項の各号に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。
(5)	代金支払い方法	しゅん工検査後、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に支払う。
(6)	入札留意事項	談合情報があり、信憑性のある情報と判断される場合は、事情聴取を行う。その結果、談合の事実があったと認められる場合は、入札を延期又は取り止める。また、談合の事実がないと認められる場合は、誓約書を提出後入札を執行する。
(7)	現場代理人	須賀川市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準による。
12 紙入札による参加方法		
(1)	電子入札システム対応事業者がICカードの失効、破損、パソコン等の故障や通信障害等のやむを得ない事由により紙入札を行う場合には、令和8年7月8日(水)から令和8年8月4日(火)12時までに「紙入札参加承認申請書」を経営課経営マネジメント係に提出し、承認を受けること。※当該事由発生後、速やかに申請すること。	
(2)	設計図書の閲覧は次のとおりとする。	<p>(ア) 閲覧場所は、須賀川市上下水道ホームページ（設計図書等のデータをダウンロード可能）とする。</p> <p>(イ) 「設計図書閲覧パスワード申請・回答書」を経営課経営マネジメント係へ電子メールで申請すること。</p> <p>(ウ) (イ)の受付期間は、4(2)の設計図書の交付期間とする。</p> <p>(エ) 2の事項に該当する者に限る。</p>
(3)	入札書及び工事費内訳書は、9(2)に規定する入札期間内に経営課経営マネジメント係へ、それぞれ分けて別の封筒に入れ、入札参加者名、工事番号、入札件名及び封入した書類名を記載し封印（封筒の継ぎ目3カ所に押印）したうえで提出すること。なお、入札書には消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）と3桁のくじ番号を入札書に記載すること。また、入札書の日付は、入札書提出期間内における入札書作成日を記載すること。入札書に3桁のくじ番号の記載が無い場合は、電子入札システムにより自動生成されたくじ番号を付番する。	
13 その他		
		上下水道部における入札については、別紙「上下水道部発注分入札の注意事項」を必ず確認のうえ、参加すること。